

東京都農業近代化資金事務取扱要領

制定	昭和45年12月17日45経農政発第884号	改正	昭和47年2月21日47経農政発第95号
改正	昭和48年10月30日48経農政第1063号	改正	昭和55年8月4日55労経農政第625号
改正	平成2年6月27日2労経農政第344号	改正	平成11年4月19日10労経農政第1700号
改正	平成12年3月31日11労経農政第1638号	改正	平成15年5月15日15産労農政第236号
改正	平成16年4月1日16産労農調第247号	改正	平成16年7月1日16産労農調第314号
改正	平成17年5月31日16産労農調第280号	改正	平成18年6月15日18産労農調第330号
改正	平成20年3月14日19産労農調第1191号	改正	平成21年4月17日21産労農調第54号
改正	平成24年4月1日24産労農調第1096号	改正	平成26年9月30日26産労農調第520号
改正	平成27年10月16日27産労農調第615号	改正	令和3年3月31日2産労農調第1175号
改正	令和4年2月16日3産労農調第1037号	改正	令和4年10月6日4産労農調第625号
改正	令和6年2月8日5産労農調第1156号	改正	令和7年8月18日7産労農調第635号

第一 総 則

1 趣旨

農業近代化資金の貸付けに係る利子補給は、東京都農業近代化資金利子補給規則（昭和37年規則第71号以下「規則」という。）によるほか、この要領の定めるところによって処理する。

2 用語の意義

(1) 窓口機関及び融資機関等

① 窓口機関

本要領の対象となる資金の取扱いを行っている民間金融機関（農業協同組合（以下「農協」という。）、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫（以下「中金」という。）、銀行、信用金庫（以下「信金」という。）、信用協同組合（以下「信組」という。）、株式会社日本政策金融公庫及び同公庫の受託金融機関をいう。

② 融資機関

規則に規定する次のものをいう。

ア 農協

イ 東京都信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）

ウ 全国共済農業協同組合連合会（以下「全共連」という。）

エ 中金

オ 銀行

カ 信庫

キ 信組

③ 受任融資機関等

特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第1に基づき市町村段階に設置されている会議をいう。以下「推進会議」という。）から当該要綱第3の3の(1)で貸付けの認定等に関する事務の委任を受けた融資機関をいう。

(2) 借受資格者

農業近代化資金の借受資格者は、次の者をいう。

① 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ）を営む者（以下「農業者」という。）であって次に掲げる者をいう。

ア 認定農業者等

(ア) 規則第2条の第1項の第1号のイの(1)に定める者（以下「認定農業者」という。）

(イ) 規則第2条の第1項の第1号のイの(2)に定める認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者

イ 規則第2条の第1項の第1号のロに定める認定就農者

ウ 規則第2条の第1項の第1号のハに定める目標地図に位置付けられた者

エ 規則第2条の第1項の第1号のニに定める農業者

オ 規則第2条の第1項の第1号のホに定める農業参入法人

カ 規則第2条の第1項の第1号のヘに定める家族経営の経営主以外の農業者

キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 規則第2条の第1項の第1号のトの(1)に定める集落営農組織

(イ) 規則第2条の第1項の第1号のトの(2)に定める集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者

ク 規則第2条の第1項の第1号のチに定める任意団体

② 農協

次に掲げる貸付要件を全て満たす農協とする。

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農協の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農協については、この限りでない。）。

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農協については、この限りでない。）。

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

③ 農業協同組合連合会

前項に掲げる貸付要件をすべて満たす農業協同組合連合会とする。

④ 農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で次に掲げるもの。

ア 規則第2条の第1項の第4号のイに定める農事組合法人

イ 規則第2条の第1項の第4号のロに定める農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 規則第2条の第1項の第4号のハに定める土地改良区及び土地改良区連合

エ 規則第2条の第1項の第4号のニに定めるたばこ耕作組合

オ 規則第2条の第1項の第4号のホに定める農業振興事業を主たる事業として行う事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会

カ 規則第2条の第1項の第4号のヘに定める農住組合

キ 規則第2条の第1項の第4号のトに定める農業振興一般社団法人等

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農協、農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農協又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

ク 規則第2条の第1項の第4号のチに定める株式会社及び持分会社

ケ 規則第2条の第1項の第4号のリに定める任意団体

(3) クイック融資

規則第6条ただし書に定める融資をいい、担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金について、受任融資機関等が企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人（本融資に際して、新たに、融資対象物件に対する抵当権設定その他いかなる担保も徴せず、かつ、同一経営の範囲内の者その他いかなる保証人も立てないことをいう。ただし、農業信用基金協会はこれらの保証人にはあたらない。）での融資の可否を判断する仕組みをいう。